

【2013年1月25日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第85号 ■

【今号の内容】

- 健康、環境、農林漁業等の事業主による非正規雇用労働者も含めた人材育成を支援するための奨励金を新たに創設しました
- 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」を策定しました～キャリアアップの促進のための助成制度の円滑な活用に向けて～

健康、環境、農林漁業等の事業主による非正規雇用労働者も含めた
人材育成を支援するための奨励金を新たに創設しました

厚生労働省では、健康、環境、農林漁業分野等（※）において、雇用する労働者（非正規雇用の労働者を含みます）に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地の復興のために必要な建設関係の人材育成を行った建設事業主を支援するため、以下の奨励金を創設しましたので、ご活用ください。

※ 対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。

対象事業主	奨励金名	対象労働者	概要
健康、環境、農林漁業分野等の事業を行う事業主	非正規雇用労働者育成支援奨励金	(1)有期契約労働者 (2)正規雇用の労働者以外の無期契約労働者（短時間・派遣労働者を含みます）	一定の職業訓練を行った場合に、訓練に係る賃金および経費相当分を支給
健康、環境、農林漁業分野等の事業を行う事業主	正規雇用労働者育成支援奨励金	正規雇用の労働者	一定の職業訓練を行った場合に、訓練に係る経費相当

分を支給

健康、環境、農林 漁業分野等の事業 を行い、海外未進 出であって、国内 雇用を維持しつつ 海外展開を図ろう とする事業主	海外進出支援 奨励金（留学）	正規雇用の労働者	正規雇用労働者を 国外に留学させた 場合に、留学に要 した費用や住居費 ・交通費の一部を 支給
健康、環境、農林 漁業分野等の事業 を行い、海外未進 出であって、国内 雇用を維持しつつ 海外展開を図ろう とする事業主	海外進出支援 奨励金（送り出し）	正規雇用の労働者	既に海外進出して いる企業の海外子 会社等に一定期間、 正規雇用労働者を 出向させて、実地 訓練を行う場合に、 訓練に要した費用 や住居費・交通費 の一部を支給
被災3県（岩手県、 宮城県、福島県） に所在する事業所 を有する建設事業 主	被災地復興建設 労働者育成支援 奨励金	被災3県で就労す る労働者	被災地の復興に必 要な建設関係の人 材を育成・確保す るために必要な訓 練を行った場合に、 訓練に要した費用 や宿泊費を支給

○ 各種奨励金の詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/index.html

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」を策定しました
～キャリアアップの促進のための助成制度の円滑な活用に向けて～

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、有期契約労働者など(※)の企業内でのキャリアアップ（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）を推進する事業主に対する包括的な助成制度を、平成 25 年度に創設する予定です。

これに先立ち、今月から重点分野など（健康、環境、農林漁業など）の事業主が行う人材育成については、前倒しで実施します〔上記テーマに掲載している非正規雇用労働者育成支援奨励金〕。

こうした助成制度を事業主の皆さまに活用いただく上で、配慮していただきたい事項をとりまとめた「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」を策定しました。ガイドラインを参考に有期契約労働者などの支援を積極的に行っていただき、各種助成制度の活用をお願いいたします。

※ 有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期契約労働者をいいます。
（短時間労働者、派遣労働者を含みます）

【概要】

- (1) キャリアアップに向けた管理体制の整備
- (2) 計画的なキャリアアップの取り組みの推進
- (3) 正規雇用・無期労働契約への転換
- (4) 人材育成
- (5) 処遇改善
- (6) その他

○詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/dl/gaidelines_leaflet.pdf

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

●当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-